保有個人情報の開示を請求された方へ

河南町

1. 受付の日の翌日から起算して15日(15日目が休日に当たるときは、その翌日)以内に開示決定等を行い、書面により通知いたします。

なお、通知の到着は、決定後2~3日を要すると思われますので、あらかじめご了承ください。

- ※ 請求者ご本人の情報は原則開示されますが、請求者以外の個人情報等は開示すること ができません。
- 2. 正当な理由により決定期間を延長することもあります。その場合は、その旨を書面で通知いたします。

公開の決定を行った場合

- 3. 公開の決定を行った場合は、公開の日時及び場所を事前に連絡のうえ、公開決定通知書等で通知いたします。なお、連絡のとれない場合は、通知書に記載した日時及び場所とさせていただきますが、ご都合が悪ければ主管課までご連絡ください。
- 4. 公開は、公文書原本のほか、写しにより行うことがあります。
- 5. 公文書の写しを必要とされる場合は、写しの作成費用を負担していただきます。 費用は、白黒片面 I 枚 (A3判以内の大きさのもの) につき I O 円です。 なお、写しの郵送を希望される場合は、郵送に要する費用も必要です。

<連絡先>町民情報公開コーナー(総務部総務課) 電話番号 0721(93)2500